

市税に関する通知送付用広告入り封筒の無償提供に関する取扱基準

第1 目的

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（以下、「要綱」という。）及び町田市広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に基づき、財務部市民税課、資産税課、納税課が送付する市税に関する通知送付用広告入り封筒（以下、「封筒」という。）の無償提供の受入れに係る手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

第2 広告主の基準

広告主は、掲載基準第3条のいずれにも該当しないものとする。

第3 広告の掲載基準

掲載する広告は、市税に関する通知送付用封筒の公共性及び品位を保てる広告とし、掲載基準第4条のいずれにも該当しないものとする。

第4 広告の規格等

広告の規格及び掲載位置等は、封筒ごとに市長が別に定める。

第5 無償提供の募集方法

市長は、封筒の無償提供者の募集を市ホームページへの掲載等により行うものとする。

第6 無償提供の申し込み

無償提供の申し込みをしようとする者（以下、「無償提供申込者」という。）は、市税に関する通知送付用広告入り封筒無償提供申込書（第1号様式）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

第7 無償提供者の決定

- 1 市長は、第6の規定により無償提供の申込みを受けた場合は、その提出された書類の内容について、市長が別に定める基準に基づき選考を行い、無償提供者を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による選考において、同順位の無償提供申込者がある場合は、抽選により決定するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により無償提供者を決定したときは、市税に関する通知送付用広告入り封筒無償提供受理（不受理）通知書無償提供（第2号様式）により、その結果を無償提供申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第6の規定による無償提供の申込みがない場合、特定の者に対してその案内をし、手続きを開始することができる。

第8 確認書の締結

市長は、封筒の製作及び無償提供に関して、無償提供者と確認書を締結するものとする。

第9 無償提供者の広告募集

- 1 無償提供者は、封筒に掲載する広告を募集する場合には、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮すること。
- 2 無償提供者は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体の広告を優先的に掲載するように努めなければならない。

第10 広告掲載の承諾

- 1 無償提供者は、封筒に掲載する広告の内容について、市長が指定する期日までに市税に関する通知送付用広告入り封筒広告掲載申込書（第3号様式）により申込みを行わなければならない。
- 2 市長は、前項による申込みの承諾を行うにあたり、必要と認めるときは、広告の内容について財務部契約事務適正化委員会に諮るものとする。
- 3 市長は、広告掲載について承諾するときは、市税に関する通知送付用広告入り封筒広告掲載申込結果通知書（第4号様式）により、その結果を無償提供者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、広告掲載内容の変更を指示し、又は条件を付することができる。
- 4 無償提供者は、前項の規定による承諾を受けることができないときは、広告のない封筒を無償で提供しなければならない。

第11 封筒製作上の留意事項

- 1 無償提供者は、納品時期及び納品場所について、市の指示に従わなければならない。
- 2 無償提供者は、市が指定する行政情報等について、市の指示に従い封筒に印刷を行わなければならない。

第12 経費の負担

封筒の無償提供に要する費用は、すべて無償提供者の負担とする。

第13 問題発生時の対応

- 1 無償提供者は、封筒の内容に関する苦情その他問題が発生した場合においては、その責任を負い、速やかに解決するよう努めるものとする。
- 2 市長は、第10第3項の規定の承諾をした後においても、掲載された広告又はその内容が第2及び第3の規定に反していると認めるときは、当該封筒の使用を中止するものとする。この場合においては、無償提供者は速やかに代替の封筒を市に無償で提供するものとする。

第14 無償提供の取消し等

- 1 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、無償提供の決定を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに封筒を納品しなかったとき。
 - (2) 虚偽の内容により無償提供者が募集の申し込みをしたとき。
 - (3) 無償提供者が第13に規定する対応を速やかに行わないとき。
 - (4) 無償提供者及び広告主が町田市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加停止措置の対象となったとき。
 - (5) その他市長が封筒、又はその無償提供について支障があると認めたとき。
- 2 前項の規定による無償提供の取り消しにより生じた損害について、無償提供者はその責任を負うものとする。

第15 その他

この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この取扱基準は、2018年7月4日から適用する。

この取扱基準は、2023年4月1日から適用する。